四万十町地域公共交通利便増進実施計画の進捗について

１．四万十町地域公共交通利便増進実施計画の進捗について

当初予定では令和６年６月に利便増進実施計画をとりまとめる方針であったが、対象となる路線再編の概要整理を経て、８月にとりまとめ９月に国に提出する方針に変更し、とりまとめを進めている。

２．四万十町地域公共交通利便増進実施計画の整理方針

（1）記載項目の整理方針

① 実施区域

地域公共交通計画の記載どおり、四万十町全域としてとりまとめる。

② 計画の期間

令和６年 12 月から、四万十町地域公共交通計画の計画期間となる令和 10 年度末までを本利便増進実施計画の計画の期間と設定する。

③ 事業の内容・実施主体

地域公共交通計画の事業より、次の項目の記載を検討中である。

1-01 路線網の再編を通じた利便性向上（計画書：P42）
・窪川－道の駅とおわ線の路線再編及び中心市街地の集客施設への立ち寄り ・窪川－松葉川温泉線の中心市街地の集客施設への立ち寄り ・興津線、志和線の路線再編及び中心市街地の集客施設への立ち寄り ・コミュニティバス家地川線の路線再編 ・コミュニティバス中津川線、下津井線、下道線の連携
1-02 公共交通同士の接続強化（計画書：P44）
・窪川駅、土佐大正駅、土佐昭和駅、十川駅の各駅における鉄道と路線バス、コミュニティバスの接続改善
1-04 路線バス運賃制度の再構築（計画書：P45）
・路線バスの運賃改定
1-05 公共交通に関する情報発信の拡充（計画書：P45）
・ＷＥＢ情報 ・家庭への配布物 ・駅･バス停掲示物 ・主要施設掲示物 ・緊急時の情報発信
1-06 待合所の整備（計画書：P46）
・窪川地域 ・大正地域（田野々バス停） ・十和地域（十川地区中心部、十川橋バス停）

(2) 利便増進事業の内容として含まれ得る事業

利便増進事業として整理できるのは次のイ～ハに該当するものに限る。

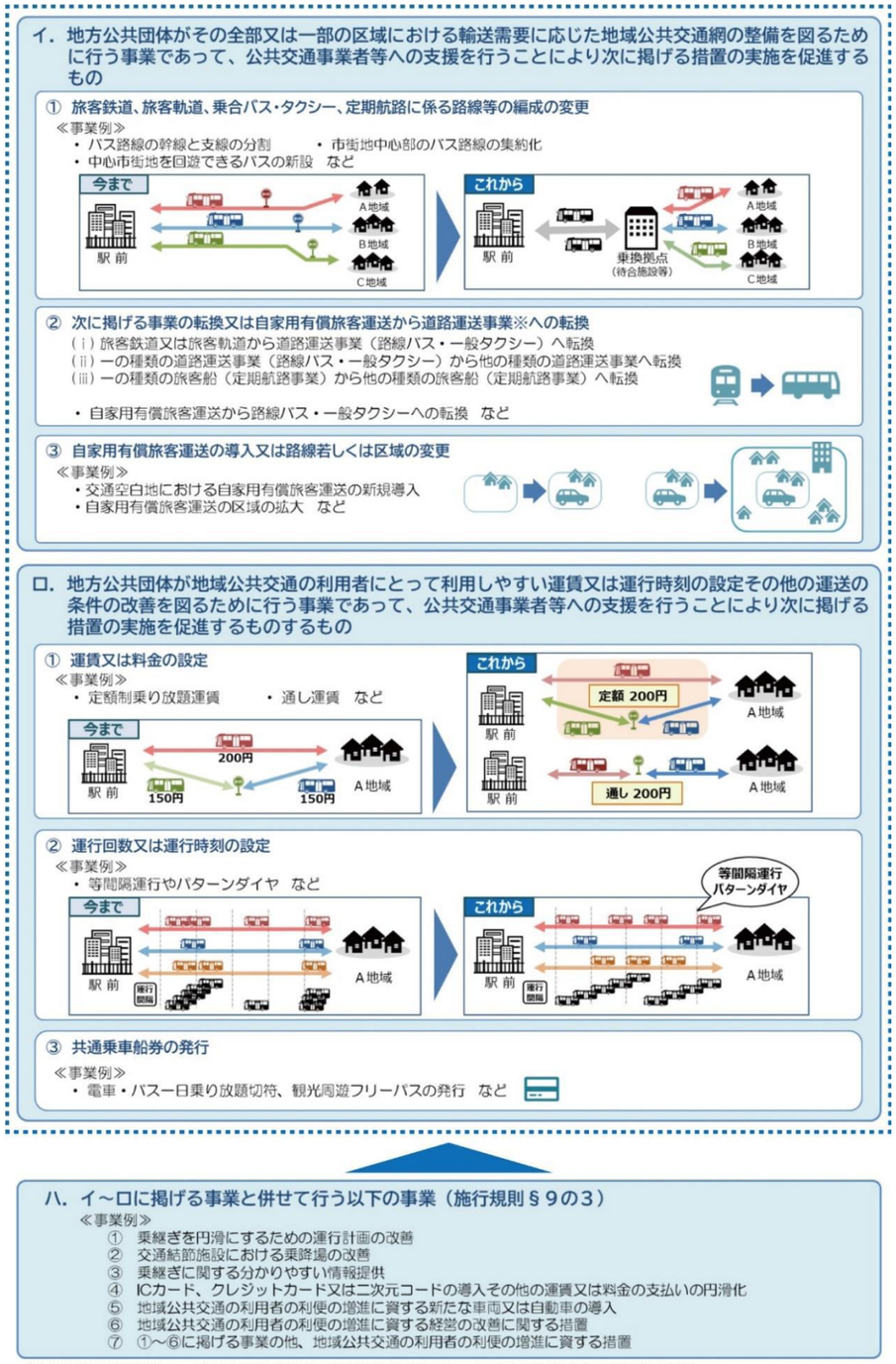

※ 道路運送事業：一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業

▲ 地域公共交通利便増進事業（法§２⑬、施行規則§9 の 3）